

# 小松市地球温暖化対策実行計画

## (区域施策編)

小松市

# 目次

---

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の背景	
(1)	地球温暖化の状況	1
(2)	地球温暖化防止に関する国際動向	1
(3)	地球温暖化防止に関する国内動向	1
2	計画策定の目的と位置づけ	
(1)	計画策定の目的	2
(2)	計画の位置づけ	2
3	計画の期間及び対象範囲	
(1)	計画の期間	2
(2)	計画の対象範囲	2
4	計画の対象とする温室効果ガス	3
第2章	地域の概況	
1	自然的条件	
(1)	位置・地勢	3
(2)	土地利用	4
2	社会的条件	
(1)	人口・世帯数	4
(2)	交通	4
(3)	産業	4
(4)	環境王国	4
第3章	温室効果ガス排出状況	
1	温室効果ガスの排出量の現状	5
2	部門別排出量	5
第4章	温室効果ガスの削減目標	
1	温室効果ガス排出量の将来予測	5

2	温室効果ガスの削減目標	5
---	-------------	---

## 第5章 温室効果ガス削減対策

### 1 温室効果ガス排出削減対策

(1)	産業部門	5
(2)	家庭部門	5
(3)	業務部門	6
(4)	運輸部門	6
(5)	廃棄物部門	6

### 2 温室効果ガス吸収源対策

(1)	市街地の緑化	6
(2)	森林の保全・整備	6

## 第6章 地球温暖化対策の取組

1	取組の考え方	6
2	市民の取組	7
3	事業者の取組	7
4	市の取組	7

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

(1)	推進組織	8
(2)	庁内での推進体制	8

### 2 計画の進行管理

### 3 公表

## 資料

### 対策・施策総括表

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 地方公共団体実行計画策定の背景

#### (1) 地球温暖化の現状

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素等の「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。

地球温暖化が進めば、海面上昇や異常気象等人類の存続に関わる深刻な問題を引き起こすことが予測されています。

#### (2) 地球温暖化防止に関する国際動向

地球温暖化に関する対策として、1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年に条約が発効しました。これを受けて、1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

2007年のIPCC第4次報告書によれば、最近50年は過去100年の2倍に温度上昇が加速しているとされています。

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目的である、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととされない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を達成するためには、排出される温室効果ガスの量と吸収される温室効果ガスの量とが均衡し、地球の大気中の温室効果ガスストックとしての量が変化しない状態にする必要があります。

このため、我が国は、2007年には、世界全体の排出量の半減を2050年までに実現することを全世界の共通目標とすることを提案する「美しい星50（Cool Earth 50）」を発表し、また、2008年ダボス会議や洞爺湖サミットにおいても、世界全体の排出量を2050年までに少なくとも半減するとの目標を気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国間で共有し、採択を求めることで合意し、交渉を続けています。

#### (3) 地球温暖化防止に関する国内動向

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年に施行されました。同法では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。その後、平成20年の法改正により、排出抑制等指

針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

さらに、国際的に世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半減させることを提案している日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において 2050 年までに現状から 60～80%削減するという目標を定めました。同計画には、太陽光発電の導入量の大幅拡大等の革新的技術開発と既存先進技術の普及や、国全体を低炭素化に動かす仕組みとして、二酸化炭素に価格をつけ、市場メカニズムを活用するとともに、二酸化炭素排出に関する情報提供を促進すること等が盛り込まれるとともに、地方の特色を活かした低炭素型の都市・地域づくりが位置づけられています。

## 2 計画策定の目的と位置づけ

### (1) 計画策定の目的

本市では地球温暖化の状況を踏まえ、地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の課題である地球温暖化の防止に貢献することを目的として本計画を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 1 項及び第 20 条の 3 第 3 項に規定する計画に位置づけるとともに、こまつ環境プランの持続可能な社会の実現を目指す基本目標の行動プランとします。

## 3 計画の期間及び対象範囲

### (1) 計画の期間

本計画は、計画期間を 2014 年度（平成 26 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までとします。

基準年については、2008 年度（平成 20 年度）とします。

### (2) 計画の対象範囲

計画の対象は小松市全域とし、あらゆる主体の取組が必要であることから市民、事業者及び市全てを対象とします。

#### 4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、二酸化炭素のみとします。

※ 温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種がありますが、排出する温室効果ガスの大半を占めるのは二酸化炭素であり、排出量の算出が困難な他の5種については対象外としました。

## 第2章 地域の概況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置・地勢

本市は、石川県西南部に広がる加賀平野の中央に位置しています。西は加賀市、東は能美市及び白山市、南は福井県勝山市と接しています。市域は、東西 21.7 km、南北 32.6 km の広がりを持ち、面積は 371.13 km<sup>2</sup> です。

本市は、西に広がる平野部と東の丘陵部・山地部で構成されています。東側の山地から西の平野部に梯川が流れ、日本海に注いでいます。平野部には農地・市街地が広がっています。

● 小松市の位置



## (2) 土地利用

本市の南東は標高 2,702m の白山の麓に位置し、山岳地帯が広がっているため、山林地が 69.5%と最も多い割合を占めています。

また、農用地は 10.7%、市街化区域は 6.0%となっています。

## 2 社会的条件

### (1) 人口・世帯数

2012(平成 24)年度末現在、本市における人口は 109,062 人、世帯数は 40,259 世帯となっています(住民基本台帳による人口・世帯数)。

本市の人口について、高齢者(65 歳以上)の占める割合は 24.9%、若者(30 歳未満)の占める割合は 29.7%となっています。

### (2) 交通

市内には、JR は小松駅、栗津駅、明峰駅の 3 つがあり、小松から名古屋・大阪へはそれぞれ特急で約 2 時間 10 分で結ばれています。

高速道路は北陸自動車道の小松インターチェンジに加え、安宅スマートインターチェンジが平成 21 年に本格導入されました。

また、北陸の空の玄関口である小松空港があり、JR 小松駅から車で約 10 分のアクセスとなっています。現在は国内線 6 路線(札幌、仙台、羽田、成田、福岡、那覇)、国際線 3 路線(ソウル、上海、台北)が定期便として就航しています。

### (3) 産業

世界的な建設機械メーカーの生産拠点があり、協力企業等によって機械産業を中心とした産業クラスターが形成されています。その他、国内最大手のパーテーションメーカー、バス生産メーカーやそれらの関連企業が立地するなど、多様な産業集積が進んでいます。また、九谷焼や小松瓦などの伝統産業も盛んです。

農業では古くからの米どころであり、トマト、ニンジン、千石豆、イチゴ、大麦の収穫量は県内一のシェアを占めています。

2010(平成 22)年度の国勢調査によると、本市の就業者数は、55,682 人となっています。その内訳は、第 1 次産業 2.1%、第 2 次産業 37.6%、第 3 次産業 60.3%となっており、前述の産業地帯としての立地状況により、石川県の第 2 次産業就業者割合の 28.7%を上回っています。

### (4) 環境王国

産業の振興と自然との調和が保たれていることから、2011(平成 23)

年に全国では 11 番目、北陸三県の自治体としては、初となる、環境王国として認定されました。

### 第 3 章 温室効果ガス排出状況

#### 1 温室効果ガスの排出量の現状

本市における 2008 年度の二酸化炭素の総排出量は 921 千 t です。人口一人あたりでは年間 8.5 t であり、石川県民一人当たりの年間 7 t に比べて約 20% 上回っています。

#### 2 部門別排出量

部門別では、製造業等の産業部門が 335 千 t、民生家庭部門が 149 千 t、民生業務部門が 190 千 t、自動車等の運輸部門が 235 千 t、一般廃棄物 13 千 t となっています。

### 第 4 章 温室効果ガスの削減目標

#### 1 温室効果ガス排出量の将来予測

2007 年度から減少を続け、2009 年度からは横ばいとなっており、2020 年度においては、基準年である 2008 年度より減少するものと予測されます。

#### 2 温室効果ガスの削減目標

2020 年の二酸化炭素排出量を、2008 年（基準年）比 30%、276.3 千 t 削減することとします。

※国の削減目標：2020 年までに 2005 年比 3.8%（2008 年比では 4%）

### 第 5 章 温室効果ガス削減対策

#### 1 温室効果ガス排出削減対策

##### (1) 産業部門

- ① 省エネ型機器の導入
- ② BEMS などのエネルギー管理システムの導入
- ③ 再生可能エネルギーの利用（太陽光、木質バイオマス、未利用バイオマス）
- ④ 廃棄物リサイクルの推進

##### (2) 家庭部門

- ① 省エネ型家電製品の購入
- ② 冷暖房温度の適正運転

- ③ 高断熱住宅の普及
- ④ 再生可能エネルギーの利用（太陽光、木質バイオマス、未利用バイオマス）
- ⑤ HEMSなどのエネルギー管理システムの導入

(3) 業務部門

- ① 建築物の省エネ化促進
- ② 省エネ機器の導入
- ③ 環境マネジメントシステムの導入
- ④ 再生可能エネルギーの利用（太陽光、木質バイオマス、未利用バイオマス）

(4) 運輸部門

- ① 低公害車の普及
- ② エコドライブの推進
- ③ 公共交通機関の利用推進
- ④ 自動車から徒歩・自転車への転換

(5) 廃棄物部門

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物発電
- ③ 廃熱利用

## 2 温室効果ガス吸収源対策

### 緑化対策の推進

(1) 市街地の緑化

都市公園や街路樹整備及びフローラルこまつ<sup>\*</sup>への取組により市街地の緑化を推進します。

※花と緑あふれる美しいまちを市民総参加で創り、未来へ引き継いでいこうという小松市の取組

(2) 森林の保全・整備

こまつ環境パートナーシップなど、市民・事業者・市の協働による里山保全活動を推進します。

## 第6章 地球温暖化対策の取組

### 1 取組の考え方

未来の世代に良好な環境を残すため、温室効果ガスの排出を削減し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会（循環型社会）の形成が求められています。

このため、地域社会を構成する、市民・事業者・市が協働して取り組む必要があります。以下は、各主体別の取組について述べたものです。

### 2 市民の取組

- ・家庭での消費エネルギーの節減
- ・省エネルギー型ライフスタイルの実践
- ・省エネルギー型家電製品の購入
- ・自然エネルギーの利用
- ・住宅の新築や改築の際には、高断熱省エネ型を選定
- ・詰め替え商品など環境配慮型商品の選択
- ・エコドライブの実践
- ・低公害車・低燃費車の購入
- ・公共交通機関の利用促進
- ・ごみの分別の徹底と減量化
- ・フローラルこまつへの参加

### 3 事業者の取組

- ・環境マネジメントシステムの導入
- ・省エネルギー型OA機器の導入
- ・建築物の高断熱化等による省エネルギー化
- ・エコ通勤の推進
- ・環境ボランティア活動の推進
- ・再生可能エネルギーの導入（太陽光、木質バイオマス、未利用バイオマス）
- ・こまめな電源オフ、部分消灯など省エネルギー型事業活動
- ・グリーン購入の推進
- ・電力・熱源設備の効率向上
- ・副産物、廃棄物の再資源化
- ・リサイクル原材料の使用

### 4 市の取組

- ・庁舎空調の適正運転の徹底

- ・低公害車の導入
- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入（太陽光、木質バイオマス、未利用バイオマス）
- ・エネルギーの面的利用の促進
- ・待機電力ゼロ、照明の間引き等市有施設の省エネルギー推進
- ・「いしかわ家庭版環境 I S O」への積極的参加
- ・環境保全活動等への積極的参加
- ・エコドライブの推進
- ・グリーン購入の推進

## 第 7 章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 推進組織

計画の進捗状況の評価や施策の検討は、小松市環境審議会で行います。

#### (2) 庁内での推進体制

市における地球温暖化対策は、KEMS（小松市役所環境マネジメントシステム）の実行組織及び役割・責任・権限を活用します。

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、おおむね 3 年の推進期間を目安として取組や目標値の点検・評価を行い、見直しを図ります。

### 3 公表

本計画の実施状況については市ホームページ等で公表します。

資料 「対策・施策総括表」

施策分類	部門	対策メニュー	施策メニュー	導入スケジュール、対策目標	削減効果(2020年度)
再生可能エネルギー	産業部門	太陽光発電導入		既設7,183kw 目標50,000kw	17,345トンのCO2削減
		木質バイオマス熱利用		2020年度木質チップ7,000トンの使用	8,991トンのCO2削減
		風力発電導入			
	家庭部門	住宅用太陽光発電の普及	太陽光発電導入助成	2014年度以降700kwずつ導入 累積導入量2020年度11,249kw	3,902トンのCO2削減
		薪、ペレットストーブの普及	薪等導入助成 薪・ペレット生産助成	2014年度以降20基ずつ導入 累積導入量2020年度140基	140トンのCO2削減
	業務部門	太陽光発電導入		毎年800kwずつ導入 累積導入量2020年度5,600kw	1,943トンのCO2削減
	エネルギー転換部門	メガソーラの導入		既設500kw 2014年度3,000kw導入 目標6,000kw	2,081トンのCO2削減
未利用バイオマス					
小水力発電の導入			2020年度までに500kw導入予定	1,346トンのCO2削減	
事業者 市民	産業部門	省エネ型生産構造への転換		BEMS、高効率設備導入	130,000トンのCO2削減
	家庭部門	環境啓発活動の推進		家庭版環境ISO等の取組により電力 使用量30%削減(50%の世帯が取組)	9,199トンのCO2削減
	業務部門	LED蛍光灯の普及		18W×20本×10H×240日×3,264店	1,185トンのCO2削減
		環境行動の推進		環境マネジメントシステム導入	50,800トンのCO2削減
		廃棄物発電(余熱利用含む)		2018年度小松市熱回収施設稼働	4,709トンのCO2削減
	運輸部門	BDFの利活用		2020年度10,000ℓ使用	26トンのCO2削減
		ハイブリッド車の普及		2020年度乗用車30%がハイブリッド	21,827トンのCO2削減
エコドライブの推進			乗用車82,713台	21,670トンのCO2削減	
地域環境	業務部門	森林の整備	小松市里山保全計画		
循環型社会	廃棄物部門	廃棄物の減量		プラ2020年度453トンの減(2012年度比)	1,220トンのCO2削減
合計					<b>276,384トンのCO2削減</b>

部門別目標	産業部門				156,336トンのCO2削減
	家庭部門				12,887トンのCO2削減
	業務部門				58,937トンのCO2削減
	運輸部門				43,523トンのCO2削減
	エネルギー転換部門				3,427トンのCO2削減
	廃棄物部門				1,220トンのCO2削減
合計					<b>276,384トンのCO2削減</b>

施策分類別目標	再生可能エネルギー				35,394トンのCO2削減
	事業者・市民				239,716トンのCO2削減
	循環型社会				1,220トンのCO2削減
合計					<b>276,384トンのCO2削減</b>